

平成 19 年 11 月 1 日

鹿児島市
市長 森 博幸 様

鹿児島市中心市街地活性化協議会
会長 友清 貴和

鹿児島市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

市中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 9 項の規定にもとづき、鹿児島市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書を提出いたします。

「鹿児島市中心市街地活性化基本計画(案)」に対する意見書

1. はじめに

鹿児島市の中心市街地は、これまで個性ある県都の顔、また広域交流拠点として、経済活力の源泉となり発展して参りましたが、近年は、郊外への大型店の進出や公共施設等の移転などにより都市機能の空洞化が懸念されております。

このような中、都市計画法と中心市街地活性化法が昨年改正され、コンパクトなまちづくりへと政策転換が図られました。しかしながら、鹿児島市においては、依然、この10月の県内最大の大型ショッピングセンターの開業をはじめ、郊外への大型店の集中出店のさなかにあり、中心市街地活性化に及ぼす影響や鹿児島市の都市構造を変えるほどのインパクトとなるのが危惧されます。

さらに2011年春には、九州新幹線の全線開業により福岡等との都市間競争にも直面することとなり、改正中心市街地活性化法等に基づく諸施策を足がかりとして、コンパクトシティの実現や中心市街地の振興へ向けた、より総合的で強力な取り組みが望まれるところであります。

このような状況を踏まえ、鹿児島市は中心市街地のあるべき方向性と将来図を示すべく、鹿児島市中心市街地活性化基本計画(案)(以下、基本計画(案))を策定されました。鹿児島市中心市街地活性化協議会(以下、協議会)は、この基本計画(案)について協議すること等を目的として平成19年5月に組織し、これまで5回にわたり協議を重ねて参りました。

これらの協議検討の経緯を踏まえ、鹿児島市基本計画(案)に掲げる事項について、以下のとおり意見を提出致します。

2. 協議会の意見

基本計画(案)は、中心市街地活性化のコンセプトを、交流人口増大の機会となる九州新幹線の全線開業など鹿児島市の置かれた環境や地域特性に即して、『海と陸を結ぶ南の“歓・交”拠点都市の創造 ～観光・商業・交流によるにぎわいのあるまちづくり～』と掲げ、目指すべき中心市街地像を示しております。

また、「かごしま都市マスタープラン」の方針に沿って、基本計画(案)では「少子高齢化に対応したすべての人にやさしいまちづくりや既存ストックを活かしたコンパクトな市街地形成」と、コンパクトシティの実現を目指す方向性を明らかにした上で、『気軽にまち歩きを楽しめる回遊性のあるまち』『人々が住まい、集い、活気のあるまち』『多面的な魅力とにぎわいあふれるまち』づくりの3つの基本方針を定めています。

さらに、基本方針それぞれに対応した目標とともに目標指標を設定し、達成状況の把握や定期的なフォローアップを行い、必要に応じて対策を講じることとしており、この目標に基づく各種のハード・ソフト両面の具体的事業を官民一体となって、今後5年3ヶ月の計画期間、集中的に取り組むことにより、効果出現が期待できるものがあります。

これらのことから、協議会においては、基本計画(案)に位置づける事業が円滑かつ着実に実施されることにより、本市中心市街地の活性化が図られますことから、基本計画(案)の内容については、概ね妥当であるとの結論に至りました。

なお、基本計画(案)の推進にあたりましては、次の事項について十分配慮いただくことを望むものであります。

3. 配慮を望む事項

①基本計画(案)未掲載事業の取り扱いについて

・ 基本計画(案)の策定過程において、パークアンドライド事業やトランジットモール化事業、天文館地区商店街のアーケード整備・シネコン整備、中央町 19・20番街区再開発事業、天文館公園再整備など、協議時点における計画の熟度不足等により、基本計画(案)に掲載できなかった事業が多数あります。

そこで、一定の時点において、活性化に貢献し事業熟度が十分であると判断されるプロジェクトについては、計画変更を柔軟に行い、基本計画に追加掲載されることが望まれます。

②長期ビジョンの策定について

・ 中心市街地活性化の取り組みは、約 5 年の基本計画の計画期間や計画に掲載された事業だけにとどまることなく、5 年後以降も新たな事業を検討するなど持続的にまちづくりを進めていくことが必要であります。

そのため、鹿児島市におかれましては、5 年を超える長期的な中心市街地のまちづくりビジョンを策定されることが望まれます。

③民間提案を活かすまちづくりについて

・ 協議会での協議過程において、行政が主体となる事業の提案が数多くありましたことから、今後、中心市街地活性化に関する民間等からのまちづくりのアイデアや事業提案を、行政の計画や施策に取り込み事業化していく仕組みの構築が望まれます。

④規制緩和による民間投資の促進について

・ 中心市街地内への都市機能の集約を図るため、大規模小売店舗立地法の第 1 種特例活用による大型店出店に関する届出等の適用除外や、土地利用規制の緩和等の措置により、民間投資を促進する環境整備を行うことが望まれます。

⑤商店街等への市支援制度の拡充について

・ 商店街等が取り組むアーケード整備やイベントなどのハード・ソフト事業のうち、基本計画への掲載がなく国の補助制度が活用できない事業に対しては、鹿児

島市の補助制度を国の補助率や補助限度額に準じて拡充強化し、商店街等の主体的なまちづくりの取り組みを支援されることが望まれます。

- ・併せて、中心市街地商業の魅力を高めまちの個性を演出するためには、テナントミックス事業の担い手となる専門人材の養成や、商店街等の様々な周辺情報を収集・創出して戦略的に情報発信していく体制の整備が必要になることから、鹿児島市の支援が望まれます。

⑥各事業主体における自己評価の実施について

- ・国の基本方針では、基本計画の中において設定した目標指標を策定主体の市町村が毎年確認・検証しフォローアップを行い、掲載事業の進捗調査や事業促進などの改善措置を講じることとしております。各事業主体においても、事業途中で自己評価を行い、事業計画の見直しや調整を行う PDCA (P=Plan「計画」、D=Do「実行」、C=Check「評価」、A=Action「改善」) サイクルを確立することが必要であります。

⑦環境負荷の小さなまちづくりの推進について

- ・鹿児島市では、地球温暖化の防止に取り組むため、温室効果ガス排出量の削減目標等を掲げた「鹿児島市地球温暖化対策地域推進計画」を策定されております。環境負荷の小さなまちづくりは、中心市街地に良好な生活環境を形成していく上で重要な概念であり、基本計画(案)の中にも市電軌道の緑化など先進的な取り組みが盛り込まれているところです。基本計画(案)においても、さらに一歩進めて、環境問題に対する基本的な考え方や、公共交通機関の利便増進、まちなか植栽の推進などの施策に積極的に反映されることが望まれます。

4. おわりに

基本計画の推進に際しましては、関係者のみならず市民等各層の理解と協力を得て一体的な取り組みが求められますことから、基本計画の内容や施策の周知をはじめ、まちづくりに関する意見聴取など広報広聴活動を進め、市民・企業等のまちづくりへの参画を促進していただきたいと思っております。

なお、中心市街地活性化協議会は事業実施者や関係団体等と連携して、今後も適宜協議調整等を行い、基本計画の推進や中心市街地の活性化に努めて参りますので、民間の取り組みに対して、官民一体、協働による事業の推進にご支援を賜りたいと存じます。

最後に、鹿児島市におかれましては、協議会の受け持つ役割の重要性に理解いただき、協議会並びにまちづくり鹿児島島の組織及び事業推進体制の充実について配慮願いますようお願い申し上げます。